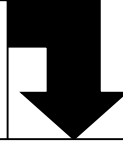


【的中問題！】一部ご紹介致します！

大原：直前対策模擬試験②－第23問

独占禁止法に関する記述として、最も適切なものはどれか。解答は問25へマークせよ。

- ア 課徴金の対象は、不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法のすべてに
ぶ。
- イ 課徴金納付命令の対象となったものと同一の事件について罰則が確定した場
でも、原則として課徴金納付命令の課徴金額が変わることはない。
- ウ 申請による課徴金の減免に加え、事業者が事件の解明に資する調査協力を行
った場合には、調査開始前で最大20%、調査開始後では最大10%の課徴金減算率
与えられる。
- エ 課徴金の適用対象とは異なり、課徴金減免制度（リニエンシー）の独占禁止
違反対象は、不当な取引制限やこれを内容とする国際的協定のみであり、不公
な取引方法には適用されない。



本試験：第7問

独占禁止法が定める課徴金減免制度に関する記述として、最も適切なものはどれ
か。

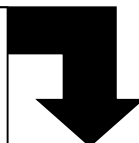
なお、令和2年12月25日改正後の制度によるものとし、本問においては、いわ
ゆる調査協力減算制度における協力度合いに応じた減算率は考慮しないものとす
る。

- ア 課徴金減免制度における申請方法は、所定の報告書を公正取引委員会に郵送又
は持参することにより提出する方法に限られ、電話により口頭で伝える方法や電
子メールにより所定の報告書を送信する方法は認められていない。
- イ 課徴金減免制度の対象は、いわゆるカルテルや入札談合といった不当な取引制
限行為の他に、優越的地位の濫用行為も含まれる。
- ウ 調査開始後に課徴金減免申請を行った場合、調査開始前に課徴金減免申請を
行った者がおらず、かつ、調査開始後の課徴金減免申請の申請順位が1位の場合
であっても、申請順位に応じた課徴金の減免を一切受けることはできない。
- エ 調査開始前に単独で課徴金減免申請を行い、その申請順位が1位の場合、申請
順位に応じた減算率は100%（全額免除）である。

大原：公開模擬試験－第22問

遺留分に関する記述として、最も不適切なものはどれか。解答は問23へマークせ
よ。

- ア 遺留分権利者は法定相続人のうち、配偶者、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹
ある。
- イ 相続人が直系尊属のみの場合は、遺留分は被相続人の財産の3分の1となる
- ウ 中小企業経営承継円滑化法の遺留分特例を利用するには、推定相続人全員の
意、経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可が必要になる。
- エ 遺留分侵害額請求によって生じる権利は、金銭債権となる。



本試験：第17問設問2

会話の中の下線部について、経営承継円滑化法における民法の特例に関する記
述として、最も適切なものはどれか。

- ア 経営承継円滑化法における民法の特例を受けることができるのは、中小企業
者のみで、個人事業主の場合は、この特例を受けることはできない。
- イ 経営承継円滑化法における民法の特例を受けるためには、会社の先代経営者
からの贈与等により株式を取得したことにより、後継者は会社の議決権の3分
の1を保有していれば足りる。
- ウ 経営承継円滑化法における民法の特例を受けるためには、経済産業大臣の確
認と家庭裁判所の許可の双方が必要である。
- エ 経営承継円滑化法における民法の特例を受けるためには、推定相続人全員の
合意までは求められておらず、過半数の合意で足りる。

㊦ 経営法務

(ご注意) 本解答・配点は、令和5年8月7日(月)に一般社団法人中小企業診断協会 (<http://www.jsmecca.jp/index.html>) から発表されたものです。

問題	設問	正解	配点
第1問	—	イ	4
第2問	—	エ	4
第3問	—	ウ	4
第4問	—	イ	4
第5問	設問1	エ	4
	設問2	イ	4
第6問	設問1	イ	4
	設問2	エ	4
第7問	—	エ	4
第8問	—	ア	4
第9問	—	ウ	4
第10問	—	ア	4
第11問	—	イ	4
第12問	—	エ	4
第13問	—	イ	4
第14問	—	エ	4
第15問	—	ウ	4
第16問	設問1	ア	4
	設問2	ア	4
第17問	設問1	ア	4
	設問2	ウ	4
第18問	—	イ	4
第19問	—	イ	4
第20問	—	ウ	4
第21問	—	イ	4
合計	25問		100